

名古屋港管理組合公報

令和6年4月1日
(月曜日)
第104号

目次	頁
○名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	3
○令和4年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	4
○令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	5
○令和6年度名古屋港管理組合予算の要領	6
○令和5年度名古屋港管理組合補正予算の要領	14
○港湾施設の設置	17
○港湾施設の使用停止	23
○利用料金等の承認	24
○臨港緑地の変更	24
○名古屋港ポートビル施設の変更	26
○課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程	28

条 例

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。
令和六年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「係船浮標」を削り、「港務通信施設」の下に「道路」を加える。

第三条中「及び浮棧橋」を「浮棧橋及び道路」に改める。

第六条中「その他の設備を」の下に「設置」を加える。

第八条第二号中「設備」を「設置」に改める。

第十二条第一号中「係船浮標」を削る。

第十八条中「使用者が」を削り、「損傷したとき」を「毀損した者」に改める。

第二十七条中「次」を「ひき船」に改め、同条各号を削る。

第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「詐偽」を「偽り」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第三十条 次の各号に掲げる港湾施設における当該各号に掲げる管理に関する業務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、管理者が指定するものに行わせることができる。

一 上屋、野積場及び貯木場並びに荷さばき地附属水道施設、上屋附属詰所、荷さばき地附属詰所その他の附属設備のうち管理者が定める施設 次に掲げる業務

イ 第三条の許可に関する事

ロ 第六条の許可又は承認に関する事

ハ 第七条の命令又は取消しに関する事

ニ 港湾施設の維持管理及び運営に関する事

ホ その他管理者が定める業務

二 荷さばき地のうち管理者が定める施設 前号イからホまでに掲げる業務及び第十条の二第二項の承認に関する事

三 係船岸壁、物揚場、浮棧橋及び道路のうち管理者が定める施設 第一号ニ及びホに掲げる業務

別表中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、係船浮標の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正)

2 財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例(昭和二十九年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に、「よつて」を「よつて」に、「かかる」を「係る」に、「も

しくは」を「若しくは」に改める。

第二条第一項ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項各号中「とき」を「とき。」に改める。

第三条第一号中「とき」を「とき。」に改め、同条第二号中「および」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「とき」を「とき。」に改める。

第四条第一項第一号中「とき」を「とき。」に改め、同項第二号中「貸付けた」を「貸し付けた」に、「なつた」を「なつた」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第三号中「とき」を「とき。」に改め、同条第二項中「貸し付け」を「貸付け」に改める。

第六条第一号中「国等に」を削り、「とき」を「とき。」に改め、同条第二号中「相続人」を「その相続人」に、「とき」を「とき。」に改める。

第七条中「国等に」を削る。

規 則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 雑則（第七十五条―第八十一条）」を「第十五章 指定管理者による管理（第七十四条の三）
第十六章 雑則（第七十五条―第八十一条）」に改

める。

第三条中「係船浮標」を削る。

第十八条中「使用者は、施設を使用する場合において、」を「施設に」に、「が発生したとき」を「を発生させた者」に改める。

第十八条の二の見出し中「損傷」を「施設」に改め、同条中「使用者が」を削り、「損傷したときは、使用者」を「毀損した者」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条中「係船浮標」を削る。

第二十六条の二第一項中「及び係船浮標」を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第六十三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 指定管理者による管理

第七十四条の三 条例第三十条の規定により指定管理者が業務を行う場合についての第四条、第十三条、第二十二條の二、第三十六条、第三十九条第一項、第四十条の三、第七十九条、第八十条（第一項前段を除く。）並びに第八十一条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

第七十七条中「無料と」を「免除」に改める。

様式第二号から様式第六号まで、様式第九号から様式第十二号まで、様式第二十号、様式第二十二号から様式第二十四号まで、様式第二十八号、様式第二十九号及び様式第三十二号から様式第三十五号までの規定中「名古屋港管理組合」を「」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

（特殊勤務手当規則の一部改正）

3 特殊勤務手当規則（昭和四十四年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「系船浮標、」を削る。

（名古屋港管理組合事務局組織規則の一部改正）

4 名古屋港管理組合事務局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「係船浮標」を削る。

告 示

名古屋港管理組合告示第13号

令和6年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和4年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和4年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	7,288,661,546円	
第1項 負担金	7,288,661,546円	
第2款 使用料及び手数料	4,694,861,045円	
第1項 使用料	4,694,829,545円	
第2項 手数料	31,500円	
第3款 国庫支出金	2,132,807,629円	
第1項 国庫負担金	2,132,807,629円	
第4款 財産収入	5,504,060,025円	
第1項 財産運用収入	4,764,833,743円	
第2項 財産売払収入	739,226,282円	
第5款 寄附金	0円	
第1項 寄附金	0円	
第6款 繰入金	82,122,408円	
第1項 他会計繰入金	82,122,408円	
第7款 繰越金	1,726,437,807円	
第1項 繰越金	1,726,437,807円	
第8款 諸収入	1,737,185,842円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	35,195円	
第2項 預金利子	142,956円	
第3項 貸付金元利収入	1,229,259,693円	
第4項 特定施設整備収入	312,765,219円	
第5項 雑入	194,982,779円	
第9款 組合債	9,294,000,000円	
第1項 組合債	9,294,000,000円	
歳 入	32,460,136,302円	合 計
歳 出		合 計
第1款 議会費	128,268,943円	
第1項 議会費	128,268,943円	
第2款 総務費	3,664,761,682円	
第1項 総務管理費	3,597,783,282円	
第2項 監査委員費	66,978,400円	
第3款 企画調整費	810,780,386円	
第1項 企画調整管理費	762,303,773円	
第2項 調査費	48,476,613円	
第4款 港営費	2,197,649,011円	
第1項 港営管理費	1,323,154,681円	
第2項 運営費	874,494,330円	
第5款 建設費	15,968,585,716円	
第1項 建設管理費	1,416,651,734円	
第2項 整備費	14,551,933,982円	
第6款 公債費	6,422,905,742円	
第1項 公債費	6,422,905,742円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出	29,192,951,480円	合 計

名古屋港管理組合告示第14号

令和6年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		18,848,846円		
第1項	財産収入		9,085円		
第2項	寄附金		985,434円		
第3項	繰越金		100,000円		
第4項	積戻金		17,754,327円		
第5項	繰入金		0円		
第2款	海事文化振興基金収入		44,660,333円		
第1項	財産収入		8,102円		
第2項	寄附金		50,000円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		34,602,231円		
第5項	繰入金		10,000,000円		
第3款	環境振興基金収入		82,328,302円		
第1項	財産収入		3,856円		
第2項	寄附金		1,278,596円		
第3項	繰越金		1,280,000円		
第4項	積戻金		29,765,850円		
第5項	繰入金		50,000,000円		
	歳 入	合	計		145,837,481円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		18,848,846円		
第1項	積立金		1,094,519円		
第2項	繰出金		17,754,327円		
第2款	海事文化振興基金		44,660,333円		
第1項	積立金		10,058,102円		
第2項	繰出金		34,602,231円		
第3款	環境振興基金		82,064,706円		
第1項	積立金		52,298,856円		
第2項	繰出金		29,765,850円		
	歳 出	合	計		145,573,885円

名古屋港管理組合告示第15号

令和6年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和6年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

令和6年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和6年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(組合債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 組合債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,095,725 ^{千円}
	1 負 担 金	8,095,725
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,461,195
	1 使 用 料	4,461,185
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,807,200
	1 国 庫 負 担 金	1,807,200
4 財 産 収 入		4,694,753
	1 財 産 運 用 収 入	4,694,733
	2 財 産 売 払 収 入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		206,400
	1 他 会 計 繰 入 金	206,400
7 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
8 諸 収 入		1,924,717
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	110
	2 預 金 利 子	153
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,315,982
	4 特 定 施 設 整 備 収 入	432,475
	5 雑 入	175,997
9 組 合 債		8,490,000
	1 組 合 債	8,490,000
歳 入 合 計		29,980,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		194,877 ^{千円}
	1 議 会 費	194,877
2 総 務 費		2,889,890
	1 総 務 管 理 費	2,817,846
	2 監 査 委 員 費	72,044
3 企 画 調 整 費		995,888
	1 企 画 調 整 管 理 費	884,979
	2 調 査 費	110,909
4 港 営 費		2,601,852
	1 港 営 管 理 費	1,498,622
	2 運 営 費	1,103,230
5 建 設 費		16,412,493
	1 建 設 管 理 費	1,652,893
	2 整 備 費	14,759,600
6 公 債 費		6,855,000
	1 公 債 費	6,855,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		29,980,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス(港湾改修費) 補助事業費	456,000 ^{千円}
		港湾メンテナンス(港湾施設改良費) 補助事業費	144,000
		港湾メンテナンス(統合) 補助事業費	39,000
		港湾改修(国際拠点) 交付金事業費	140,000
		港湾施設改修事業費	177,000
		港湾施設補修事業費	434,000
		緑地等施設整備交付金事業費	20,000
		港湾環境整備施設事業費	214,000
		海岸(連携) 補助事業費	35,000
		海岸メンテナンス補助事業費	28,000
		高潮対策交付金事業費	160,000
		海岸防災施設事業費	48,000

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
基幹システム開発費	令和7年度～令和8年度	781,000 ^{千円}
基本計画調査費	令和7年度	78,300
中川口通船門補修費	令和6年度～令和7年度	1,300
ガーデンふ頭再開発事務支援業務	令和6年度～令和7年度	40,000
弥富ふ頭岸壁整備費	令和7年度	894,400
金城ふ頭岸壁整備費	令和7年度	70,000
港内橋梁補修費	令和7年度	188,200
名古屋港湾労働者福祉センター撤去費	令和7年度	75,300
名古屋港高潮防波堤東信号所補修費	令和7年度	77,300
港内埠頭保安設備補修費	令和7年度	22,200
大江川地区環境対策費	令和7年度	237,700
松重ポンプ所管渠補修費	令和7年度	11,200
中川口ポンプ所補修費	令和7年度	103,300
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する損失補償	令和6年度～令和27年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、170,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第4表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 7,942,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	548,000			
計	8,490,000			

令和6年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和6年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ290,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 108,900
	1 財産収入	32
	2 寄附金	1,500
	3 繰越金	10
	4 積戻金	107,348
	5 繰入金	10
2 海事文化振興基金収入		75,000
	1 財産収入	38
	2 寄附金	100
	3 繰越金	10
	4 積戻金	63,852
	5 繰入金	11,000
3 環境振興基金収入		107,000
	1 財産収入	80
	2 寄附金	1,700
	3 繰越金	20
	4 積戻金	35,200
	5 繰入金	70,000
歳 入	合 計	290,900

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		108,900 ^{千円}
	1 積立金	1,552
	2 繰出金	107,348
2 海事文化振興基金		75,000
	1 積立金	11,148
	2 繰出金	63,852
3 環境振興基金		107,000
	1 積立金	71,800
	2 繰出金	35,200
歳出合計		290,900

令和6年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	施設及び用地	事項	備考
事業量	上屋 25棟	一般使用許可面積	平方メートル 77,713
		専用使用許可面積	平方メートル 28,628
	貯木場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 994,028
	荷役機械 5基	貸付数	基 5
	埠頭用地		平方メートル 2,401,671
	建設改良工事	上屋等整備工事	千円 1,874,184

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第1款	施設運営事業収益	4,245,000千円
第1項	営業収益	4,122,650千円
第2項	営業外収益	122,340千円
第3項	特別利益	10千円
	支出	
第1款	施設運営事業費用	3,292,000千円
第1項	営業費用	3,064,616千円
第2項	営業外費用	217,384千円
第3項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,618,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,000千円、減債積立金413,000千円、建設改良積立金356,000千円及び過年度分損益勘定留保資金752,000千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資 本 的	収 入		2,202,000千円
第1項	企 業	債 権		1,777,000千円
第2項	雑	収 入		425,000千円
		支 出		
第1款	資 本 的	支 出		3,820,000千円
第1項	建 設 改 良	費		1,874,184千円
第2項	企 業 債 償 還	金		415,816千円
第3項	投 資			1,530,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和6年度から令和7年度まで	19,600千円
上屋整備費	令和7年度	20,900千円
貯木場整備費	令和7年度	222,200千円
埠頭用地整備費	令和7年度	545,200千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業及びコンテナ埠頭整備事業
限度額	1,777,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	765,098千円
-------	-----------

令和6年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 護岸整備	本體工	104メートル
(2) 用地整備	排水管	195メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋 立 事 業	収 益		394,000千円
第1項	営 業 外	収 益		393,980千円
第2項	特 別	利 益		20千円
		支 出		
第1款	埋 立 事 業	費 用		668,000千円
第1項	営 業	費 用		616,863千円
第2項	営 業 外	費 用		41,117千円
第3項	特 別	損 失		20千円
第4項	予 備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額132,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入	1,060,000千円	
第1項	雑 収 入	589,385千円	
第2項	貸 付 金 返 還 金 出	470,615千円	
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出	1,192,000千円	
第1項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費	829,800千円	
第2項	南 5 区 埋 立 事 業 費	64,200千円	
第3項	総 係 費	219,083千円	
第4項	雑 支 出	78,917千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	令和7年度から令和8年度まで	1,488,500千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(2) 各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 414,718千円

名古屋港管理組合告示第16号

令和6年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和5年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

令和5年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和5年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,016,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,972,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,593,091 ^{千円}	△ 360,270 ^{千円}	7,232,821 ^{千円}
	1 負担金	7,593,091	△ 360,270	7,232,821
3 国庫支出金		1,511,500	601,300	2,112,800
	1 国庫負担金	1,511,500	601,300	2,112,800
8 諸収入		1,906,356	△ 2,800	1,903,556
	4 特定施設整備収入	367,380	△ 2,800	364,580
9 組合債		8,131,000	1,778,000	9,909,000
	1 組合債	8,131,000	1,778,000	9,909,000
歳入合計		29,955,997	2,016,230	31,972,227

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 建設費		17,257,641 ^{千円}	2,184,996 ^{千円}	19,442,637 ^{千円}
	1 建設管理費	1,607,306	0	1,607,306
	2 整備費	15,650,335	2,184,996	17,835,331
6 公債費		6,644,000	△ 168,766	6,475,234
	1 公債費	6,644,000	△ 168,766	6,475,234
歳出合計		29,955,997	2,016,230	31,972,227

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	千円 484,000	千円 829,200
		港湾メンテナンス（統合）補助事業費	48,000	138,000
		港湾施設改修事業費	271,800	307,900
		港湾施設補修事業費	1,268,073	1,343,769
		海域環境創造・自然再生等補助事業費	52,000	79,400
		緑地等施設整備交付金事業費	—	31,400
		港湾環境整備施設事業費	181,000	276,000
		海岸（連携）補助事業費	27,000	52,000
		海岸メンテナンス補助事業費	15,000	100,000
		高潮対策交付金事業費	125,000	1,037,000
		海岸防災施設事業費	68,000	181,900
		国直轄事業港湾管理者負担金	—	2,177,500

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 8,131,000	千円 1,778,000	千円 9,909,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	8,131,000	1,778,000	9,909,000			

名古屋港管理組合告示第17号

次のとおり港湾施設を告示する。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 道路

名称	位置	延長 (m)	幅員 (m)
ガーデン1号線	ガーデンふ頭	310	17
ガーデン2号線	ガーデンふ頭	315	11.5
ガーデン①号線	ガーデンふ頭	330	9.2
ガーデン②号線	ガーデンふ頭	240	9.2
大手①号線	大手ふ頭	525	11~15
大手②号線	大手ふ頭	150	10
船見1号線	船見ふ頭	605	10
船見2号線	船見ふ頭	495	20
船見②号線	船見ふ頭	670	4.6~7.5
船見④号線	船見ふ頭	110	10
船見⑥号線	船見ふ頭	960	10~20
船見⑦号線	船見ふ頭	155	10
潮見1号線	潮見ふ頭	855	26~30
潮見①号線	潮見ふ頭	1,425	12.5
潮見②号線	潮見ふ頭	55	12.5
潮見③号線	潮見ふ頭	520	7~10.5
潮見④号線	潮見ふ頭	495	10~15
潮見⑤号線	潮見ふ頭	280	10~15
潮見⑥号線	潮見ふ頭	350	10
潮見⑦号線	潮見ふ頭	495	15
潮見⑧号線	潮見ふ頭	280	15
潮見⑨号線	潮見ふ頭	280	15
潮見⑩号線	潮見ふ頭	490	8~15
潮見⑪号線	潮見ふ頭	280	15
潮見⑫号線	潮見ふ頭	610	7.4~9.2
稲永1号線	稲永ふ頭	2,820	30
稲永2号線	稲永ふ頭	1,080	10

稲永4号線	稲永ふ頭	795	25
稲永5号線	稲永ふ頭	330	12.2
稲永6号線	稲永ふ頭	380	20
稲永7号線	稲永ふ頭	560	17.7
稲永8号線	稲永ふ頭	335	15.3
稲永9号線	稲永ふ頭	730	20
稲永10号線	大手ふ頭及び稲永ふ頭	1,600	9.3
稲永①号線	稲永ふ頭	95	10
稲永②号線	稲永ふ頭	95	15
稲永③号線	稲永ふ頭	95	10
稲永④号線	稲永ふ頭	95	15
稲永⑥号線	稲永ふ頭	100	15
稲永⑨号線	稲永ふ頭	235	20
潮風1号線	潮風ふ頭	110	7.9
潮風2号線	潮風ふ頭	50	7.9
作倉①号線	作倉地区	630	10
作倉②号線	作倉地区	995	10
空見1号線	空見ふ頭	1,350	20~30
空見2号線	空見ふ頭	365	20
空見3号線	空見ふ頭	195	30
空見4号線	空見ふ頭	245	15
空見5号線	空見ふ頭	420	15
空見6号線	空見ふ頭	340	15
空見7号線	空見ふ頭	125	7.5~10.8
空見①号線	空見ふ頭	510	20
空見②号線	空見ふ頭	725	15
空見③号線	空見ふ頭	325	10
空見④号線	空見ふ頭	690	15
空見⑤号線	空見ふ頭	325	20
空見⑥号線	空見ふ頭	500	15
金城1号線	金城ふ頭	1,190	20

金城2号線	金城ふ頭及び空見ふ頭	1,950	30
金城3号線	金城ふ頭及び空見ふ頭	1,060	30
金城5号線	金城ふ頭	980	30
金城6号線	金城ふ頭	280	16.5
金城7号線	金城ふ頭	85	25
金城8号線	金城ふ頭	700	20
金城9号線	金城ふ頭	1,370	20
金城10号線	金城ふ頭	580	20
金城11号線	金城ふ頭	210	20
金城12号線	金城ふ頭	210	20
金城13号線	金城ふ頭	250	20
金城14号線	金城ふ頭	125	20
金城15号線	金城ふ頭	115	20
金城16号線	金城ふ頭	200	15~17
金城17号線	金城ふ頭	40	20
金城18号線	金城ふ頭	40	20
金城19号線	金城ふ頭	40	8
金城20号線	金城ふ頭	455	20
金城①号線	金城ふ頭	1,090	20
金城②号線	金城ふ頭	970	14.5
金城③号線	金城ふ頭	1,150	20
金城④号線	金城ふ頭	320	20
金城⑤号線	金城ふ頭	135	10.5
金城⑥号線	金城ふ頭	85	13
金城⑦号線	金城ふ頭	615	13.6
新宝1号線	新宝ふ頭	715	12~20
新宝2号線	新宝ふ頭	260	12
新宝3号線	新宝ふ頭	600	20
新宝①号線	新宝ふ頭	565	12~20
新宝②号線	新宝ふ頭	810	20
横須賀①号線	横須賀ふ頭	500	10

北浜1号線	北浜ふ頭	260	15~20
南5区1号線	南5区	1,510	30
南5区①号線	南5区	680	13
木場金岡1号線	木場金岡ふ頭	1,110	20
木場金岡2号線	木場金岡ふ頭	1,940	20
木場金岡3号線	木場金岡ふ頭	1,200	13
木場金岡4号線	木場金岡ふ頭	880	20
木場金岡5号線	木場金岡ふ頭	870	14.7
木場金岡6号線	木場金岡ふ頭	925	15
木場金岡7号線	木場金岡ふ頭	975	15
木場金岡8号線	木場金岡ふ頭	130	10
木場金岡9号線	木場金岡ふ頭	150	30
木場金岡①号線	木場金岡ふ頭	650	20
木場金岡②号線	木場金岡ふ頭	560	20
木場金岡③号線	木場金岡ふ頭	1,000	30
木場金岡④号線	木場金岡ふ頭	600	20
木場金岡⑤号線	木場金岡ふ頭	920	20
木場金岡⑥号線	木場金岡ふ頭	410	20
木場金岡⑦号線	木場金岡ふ頭	915	20
木場金岡⑧号線	木場金岡ふ頭	630	9.5
木場金岡⑨号線	木場金岡ふ頭	565	9.5
木場金岡⑩号線	木場金岡ふ頭	480	10.4~10.6
木場金岡⑪号線	木場金岡ふ頭	550	13~26
木場金岡⑫号線	木場金岡ふ頭	210	9.5~10
飛島1号線	飛島ふ頭	1,530	30
飛島2号線	木場金岡ふ頭及び飛島ふ頭	1,875	20
飛島3号線	飛島ふ頭	1,180	20
飛島4号線	木場金岡ふ頭及び飛島ふ頭	2,610	30
飛島5号線	飛島ふ頭	960	14
飛島6号線	飛島ふ頭	960	12
飛島7号線	飛島ふ頭	960	12

飛島8号線	飛島ふ頭	960	10
飛島9号線	飛島ふ頭	265	19~22.5
飛島①号線	飛島ふ頭	1,520	28
飛島②号線	飛島ふ頭	1,060	30
飛島③号線	飛島ふ頭	1,450	30
飛島④号線	飛島ふ頭	615	10
飛島⑤号線	飛島ふ頭	685	14
飛島⑥号線	飛島ふ頭	680	20
飛島⑦号線	飛島ふ頭	640	20
飛島⑧号線	飛島ふ頭	640	20
飛島⑨号線	飛島ふ頭	640	12
弥富1号線	弥富ふ頭及び木場金岡ふ頭	3,585	30
弥富2号線	弥富ふ頭	880	20
弥富3号線	弥富ふ頭	750	20
弥富4号線	弥富ふ頭	610	20
弥富5号線	弥富ふ頭	150	15
弥富6号線	弥富ふ頭	1,260	20
弥富7号線	弥富ふ頭	175	15
弥富8号線	弥富ふ頭	425	20
弥富9号線	弥富ふ頭	425	20
弥富10号線	弥富ふ頭	540	20
弥富11号線	弥富ふ頭	325	20
弥富12号線	弥富ふ頭	750	20
弥富13号線	弥富ふ頭	570	11.5
弥富14号線	弥富ふ頭	295	30
弥富15号線	弥富ふ頭	145	20
弥富16号線	弥富ふ頭	260	17
弥富①号線	弥富ふ頭	770	12.5
弥富②号線	弥富ふ頭	165	15
弥富③号線	弥富ふ頭	540	20
弥富④号線	弥富ふ頭	620	20

弥富⑤号線	弥富ふ頭	710	30
弥富⑥号線	弥富ふ頭	790	20
弥富⑦号線	弥富ふ頭	600	20
弥富⑧号線	弥富ふ頭	250	20
弥富⑨号線	弥富ふ頭	300	20
弥富⑩号線	弥富ふ頭	335	8
弥富⑪号線	弥富ふ頭	335	9
鍋田1号線	鍋田ふ頭	2,160	30
鍋田2号線	鍋田ふ頭	750	17
鍋田3号線	鍋田ふ頭	2,300	13.2~27.5
鍋田①号線	鍋田ふ頭及び弥富ふ頭	1,200	30
鍋田②号線	鍋田ふ頭	1,080	17

名古屋港管理組合告示第18号

次の港湾施設は、令和6年4月1日から当分の間、使用を停止する。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

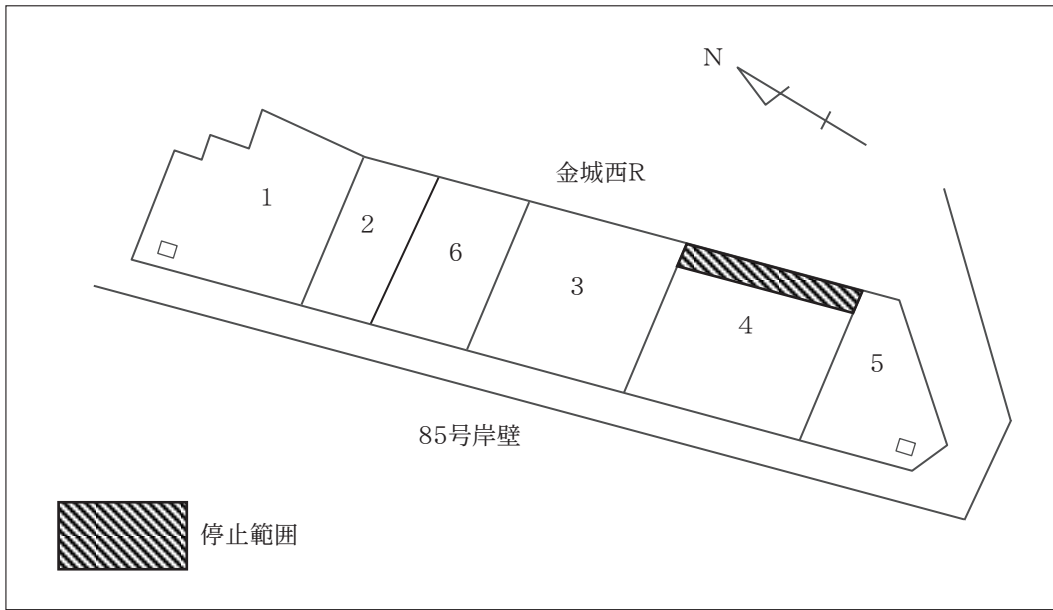
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部R荷さばき地 (金城西R)	1 ^級	85号岸壁隣接	平方メートル 502	図による

図 (金城ふ頭西部R荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す
- 2 金城西Rの区画の面積は、1は2,878平方メートル、2・6は各1,460平方メートル、3は2,880平方メートル、4は2,893平方メートル(502平方メートル停止)、5は826平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第19号

新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日以後の利用から適用される新舞子ボートパークの利用料金及び保証金の額を次のように承認した。

なお、利用料金等の承認（令和元年9月13日告示第32号）は、令和6年3月31日限り廃止した。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の区分		利用単位	利用料金	保証金
係留施設	甲区画	1月1区画	1万3百8十円	12万2千4百円（1区画当たり）
	乙区画	1月1区画	7千8百4十円	9万2千4百円（1区画当たり）
駐車場		1日1台1回	5百円	

なお、係留施設利用者の駐車場の利用料金は、新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第7項の規定に基づき免除します。

名古屋港管理組合告示第20号

次の臨港緑地は、令和6年4月1日から次のとおり変更する。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

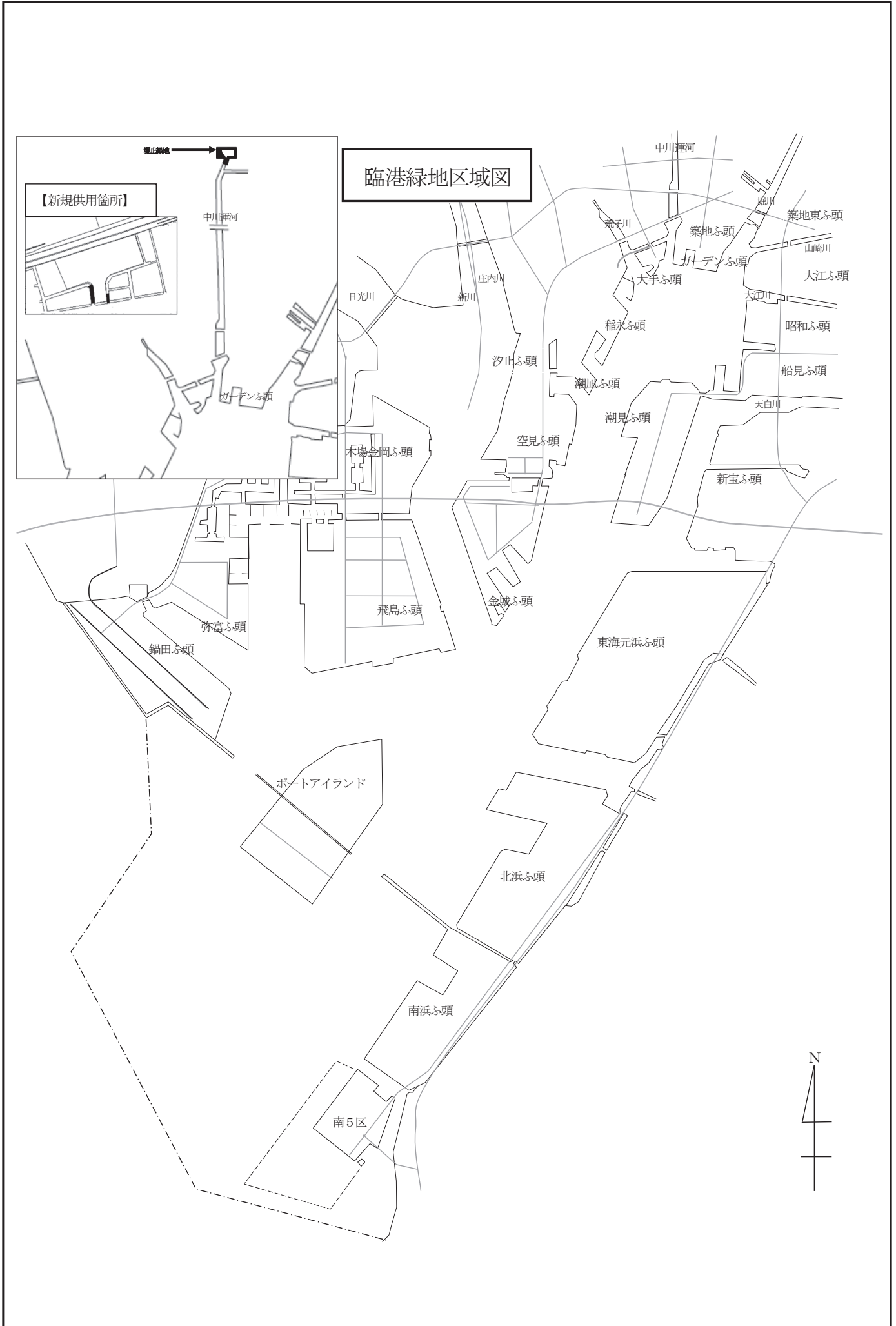
愛知県知事 大村 秀章

変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
堀止緑地	名古屋市中村区運河町の一部及び 名古屋市中川区運河町の一部	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後

名 称	位 置	区 域	施設の概要
堀止緑地	名古屋市中村区運河町の一部及び 名古屋市中川区運河町の一部	別添図示	散策、休息施設



名古屋港管理組合告示第21号

次の名古屋港ポートビル施設を令和6年4月1日より次のとおり変更する。

令和6年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 駐車場

変更前

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

ア 全日使用の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類	位置	有効収容台数		面積
			屋内	屋外	
入船駐車場 (入船-P)	多階建駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	111台	5,062㎡
			屋外	48台	
西倉臨時駐車場	その他の駐車場	名古屋市港区西倉町地内	133台		3,325㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	その他の駐車場	名古屋市港区西倉町地内	17台		204㎡

イ 利用日指定の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類		位置	有効収容台数		面積
	多階建 駐車場	二種		屋外	屋内	
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	多階建 駐車場	二種	名古屋市港区西倉町地内	屋外	162台	6,841㎡
	多階建 駐車場	一種		屋内	153台	
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	84台	2,799㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	その他の 駐車場	一種	名古屋市港区浜二丁目1203番	78台		1,886㎡
西倉臨時駐車場	その他の 駐車場	一種	名古屋市港区西倉町地内	8台		200㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区港町101番地、101番地先	66台		874㎡

変更後

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場（普通自動車に限る。）

ア 全日使用の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類	位置	有効収容台数		面積
			屋内	屋外	
入船駐車場 (入船-P)	多階建駐車場	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	111台	5,062㎡
			屋外	48台	
西倉臨時駐車場	その他の駐車場	名古屋市港区西倉町地内	133台		3,325㎡
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	その他の駐車場	名古屋市港区西倉町地内	125台		1,500㎡

イ 利用日指定の駐車場

名称 (略称)	駐車場の種類		位置	有効収容台数		面積
	多階建 駐車場			屋外	屋内	
ガーデンふ頭西駐車場 (ガー西)	多階建 駐車場	二種	名古屋市港区西倉町地内	屋外	1台	6,928㎡
	多階建 駐車場	一種		屋外	162台	
				屋内	156台	
入船駐車場 (入船-P)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区入船一丁目地内	屋内	84台	2,799㎡
ガーデンふ頭北駐車場 (ガー北)	その他の 駐車場	一種	名古屋市港区浜二丁目1203番	78台		1,886㎡
西倉臨時駐車場	その他の 駐車場	一種	名古屋市港区西倉町地内	8台		200㎡
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	多階建 駐車場	一種	名古屋市港区港町101番地、101番地先	350台		4,635㎡

訓 令

訓令第二号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
令和六年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程

(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

第一条 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号イ及び第三号ロ中「係船浮標」を削る。

(事務所規程及び事務所の組織の分掌事務規程の一部改正)

第二条 次に掲げる訓令の規定中「(係船浮標を除く。)」を削る。

一 事務所規程(平成八年訓令第四号)第四条第三号

一 事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)第三条第一項第二号ロ

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合